

ポイント⑤：一時預かり事業との関係

(現時点での論点の整理)

- 一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用者は保育所等に通っていないこどもだけではなく、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、保育所等で乳児又は幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるため、**こども誰でも通園制度が創設されたとしても、引き続き現行の事業を継続させる必要がある。**
- こども誰でも通園制度の本格実施に当たっては、**各自治体で、その実情に合わせ一時預かり事業等を組み合わせて実施することを可能とする必要がある。**
- 一時預かり事業とこども誰でも通園制度の相違点や、一時預かり事業が自治体における補助事業であること等を考え合わせた上で、**こども誰でも通園制度を前提としつつ、一時預かり事業の運用をどのようにしていくのか、両者の関係をどのように整理していくか、について、試行的事業の実施も踏まえつつ、より検討が深められるべきである。**

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称）として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児 について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、 一時的に預かり、必要な保護を行う事業 （児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、 <u>全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用</u> できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として 利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収をすることを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
契約・予約方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定